

2017年2月8日

各 位

会社名 株式会社 マクロミル  
代表者名 代表執行役グローバルCEO スコット・アーンスト  
(コード番号：3978 東証)  
問合せ先 執行役グローバルCFO 城戸 輝昭  
(TEL. 03-6716-0706)

## 募集株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2017年2月8日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所への上場に伴う募集株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

### 記

#### 1. 公募による募集株式発行の件

- |                          |   |
|--------------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数           | 当社普通株式 487,800 株 (募集株式数については、2017年3月5日開催予定の取締役会において変更される可能性がある。)  |
| (2) 募集株式の払込金額            | 未定 (2017年3月5日開催予定の取締役会において決定する予定である。)   |
| (3) 払 込 期 日              | 2017年3月21日 (火曜日)  |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2017年3月13日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。  |
| (5) 募 集 方 法              | 国内における発行価格での一般募集 (以下「国内募集」という。) とし、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で総額買取引受けさせる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、本募集株式発行を中止する。<br>国内募集、下記2. の引受人の買取引受けによる国内売出し及び下記3. のオーバーアロットメントによる売出しの共同主幹事会社は、大和証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、メリルリンチ日本証券株式会社及びみずほ証券株式会社であり、当社普通株式を取得し得る投資家のうち、個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、大和証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びみずほ証券株式会社が共同で行うものとする。また、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、大和証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社が共同で行うものとする。<br>国内募集、下記2. の当社普通株式の売出し及び下記3. のオーバーアロットメントによる売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターは、Morgan Stanley & Co. International plc、大和証券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社とする。 |
| (6) 発 行 価 格              | 未定 (募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件による需要状況等を勘案した上で、2017年3月13日に決定する予定である。)   |

- (7) 申 込 期 間 2017年3月14日(火曜日)から  
( 国 内 ) 2017年3月17日(金曜日)まで
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 株 式 受 渡 期 日 2017年3月22日(水曜日)
- (10) 前記各項を除くほか、本募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、下記2.の当社普通株式の売出しが中止された場合には、本募集株式発行も中止される。

## 2. 当社普通株式の売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 25,017,200株

かかる売出株式数のうち、日本国内における売出し（以下「引受人の買取引受けによる国内売出し」という。）に係る売出株式数は15,722,200株、欧州及び米国を中心とする海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における売出し（以下「海外売出し」という。）に係る売出株式数は9,295,000株の予定であるが、最終的な内訳は、上記売出株式数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、売出価格決定日（2017年3月13日）に決定される予定であり、その承認については当社代表執行役に一任する。売出株式数については、2017年3月5日開催予定の取締役会において変更される可能性がある。

- (2) 売出人及び売出株式数 ①引受人の買取引受けによる国内売出し  
Bain Capital Sting Hong Kong Limited 13,097,600株

VOC Investment Partners B.V. 2,153,300株

Poldie Ventures B.V.B.A. 250,000株

Maikel Willems 221,300株

②海外売出し

Bain Capital Sting Hong Kong Limited 9,295,000株

(3) 売 出 方 法 国内及び海外における同時売出しとする。

①引受人の買取引受けによる国内売出し

売出価格での一般向け国内売出しとし、大和証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、メリルリンチ日本証券株式会社、みずほ証券株式会社、SMB C日興証券株式会社及び株式会社SBI証券を引受人として、国内売出し分の全株式を引受価額で総額連帯買取引受けさせる。引受人の買取引受けによる国内売出しが中止された場合には、海外売出しも中止されるものとする。

②海外売出し

海外売出しについては、Morgan Stanley & Co. International plc、Merrill Lynch International 及び Daiwa Capital Markets Europe Limited を共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社を引受人として、海外売出し分の全株式を引受価額で総額個別買取引受けさせる。海外売出しが中止された場合には、引受人の買取引受けによる国内売出しも中止されるものとする。

(4) 売 出 価 格 未定（上記1. における発行価格と同一となる。）

(5) 申 込 期 間 上記1. における申込期間と同一である。

(6) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一である。

(7) 株 式 受 渡 期 日 上記1. における株式受渡期日と同一である。

(8) 前記各項を除くほか、本株式売出しに関し取締役会の承認を要する事項は、今後の取締役会において承認する。

(9) 前記各項のうち、引受人の買取引受けによる国内売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の公募による募集株式発行が中止された場合には、本株式売出しも中止される。

### 3. オーバーアロットメントによる売出しの件

(1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,818,500 株（売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、2017年3月13日に決定される予定である。）

(2) 売出人及び売出株式数 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 1,818,500 株（上限）

(3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け国内売出しとする。

(4) 売 出 価 格 未定（上記1. における発行価格と同一となる。）

(5) 申 込 期 間 上記1. における申込期間と同一である。

(6) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一である。

(7) 株 式 受 渡 期 日 上記1. における株式受渡期日と同一である。

(8) 前記各項を除くほか、オーバーアロットメントによる売出しに関し取締役会の承認を要する事項は、今後の取締役会において承認する。

(9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の公募による募集株式発行又は上記2. の引受人の買取引受けによる国内売出しが中止された場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止される。

#### 4. 当社が指定する販売先に対する親引けの件

引受人に対し、上記2. の引受人の買取引受けによる国内売出しの売出株式数の一部につき、当社が指定する販売先（親引け先）への販売を要請する予定である。指定する販売先（親引け先）・株式数・販売目的は下表に記載のとおりである。

指定する販売先（親引け先）	株式数	販売目的
株式会社電通	上限 2,930,000 株	合弁企業を通じた取引関係を今後も維持・発展させていくため
株式会社コロプラ	上限 1,150,000 株	業務提携関係を今後も維持・発展させていくため

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従って行われる発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）である。

## 【ご参考】

### 1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

#### (1) 募集株式の数及び売出株式数

①募集株式の数	普通株式		487,800株
②売出株式数	普通株式	総売出株式数	25,017,200株

引受人の買取引受けによる国内売出し	15,722,200株
海外売出し	9,295,000株

(最終的な内訳は、上記総売出株式数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、売出価格決定日に決定されます。)

オーバーアロットメントによる売出し	1,818,500株(※)
-------------------	---------------

(2) 需要の申告期間 2017年3月6日(月曜日)から  
(国内) 2017年3月10日(金曜日)まで

(3) 価格決定日 2017年3月13日(月曜日)  
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件による需要状況等を勘案した上で決定されます。)

(4) 申込期間 2017年3月14日(火曜日)から  
(国内) 2017年3月17日(金曜日)まで

(5) 払込期日 2017年3月21日(火曜日)

(6) 株式受渡期日 2017年3月22日(水曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、国内募集及び引受人の買取引受けによる国内売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が行う日本国内における売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少又は中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社の株主である Bain Capital Sting Hong Kong Limited (以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、貸株人は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対して、1,818,500株を上限として、2017年3月22日から2017年4月14日までを行使期間として、その所有する当社普通株式を追加的に取得する権利(以下「グリーンシュエーション」という。)を付与する予定であります。

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、2017年3月22日から2017年4月14日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、大和証券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社と協議の上、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

なお、シンジケートカバー取引期間内においても、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、大和証券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。シンジケートカバー取引により買付けられ返却に充当される当社普通株式の株式数が、貸株人から借入れる当社普通株式の株式数に満たない場合、不足する株式数については三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社がグリーンシュエーションを行使することにより、貸株人への返却に代えることとします。

### 2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	38,134,300株
公募による増加株式数	487,800株
増加後の発行済株式総数	38,622,100株

### 3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式発行の手取概算額 899 百万円（\*）については、設備投資資金に 701 百万円、残額は、研究開発費に充当する予定であります。

具体的には、既存サービス改良、パネル管理システム改善及び IT システムのセキュリティ向上等に対応すべく、2017 年 6 月期に 200 百万円、2018 年 6 月期に 501 百万円を設備投資資金として充当する予定であります。

残額は、脳波を含む生体情報や AI の活用等、中長期的観点での当社の次世代の研究・ソリューション・メニューの拡大と競争力強化を目的とした研究開発費の 2017 年 6 月期第 4 四半期及び 2018 年 6 月期における支払額の一部に充当する予定であります。

\*有価証券届出書提出時における想定発行価格 2,050 円を基礎として算出した見込額であります。

### 4. 株主への利益配分

#### (1) 利益配分の基本方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営上の施策の一つとして認識しております。一方で、将来の成長投資に必要な内部留保の充実と、財務基盤の確立、株主への利益還元を総合的に勘案することが大切だと考えており、当社の資本コストを上回る投資案件がある場合には、企業価値向上につながる戦略的投資を実行し、持続的な売上高及び利益成長を実現することと、それを可能とする健全な財務基盤の確立を優先することが、株主の皆様との共通の利益の実現に資すると考えております。

従って当社は、長期的には 20-30%程度の連結配当性向を目標としつつ、当面の間は上記政策に沿う範囲の中で、株主の皆様に対して、安定的かつ継続的な増配を実現する形で剰余金の配当を行うことを基本方針と致します。

#### (2) 内部留保資金の使途

内部留保資金については、企業価値向上につながる戦略的投資及び健全な財務基盤の確立に充当します。

#### (3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記（1）のとおり、長期的には 20-30%程度の連結配当性向を目標としつつ、当面の間は上記政策に沿う範囲の中で、株主の皆様に対して、安定的かつ継続的な増配を実現する形で剰余金の配当を行うことを基本方針としておりますが、現時点においては、今後の株主に対する利益配分の増加策の具体的内容について決定しておりません。

#### (4) 過去の 2 決算期間の配当状況

	2015 年 6 月期	2016 年 6 月期
基本的 1 株当たり当期利益又は基本的 1 株当たり当期損失（△） （連 結）	△117.61 円	74.82 円
1 株 当 た り 配 当 額 （う ち 1 株 当 た り 中 間 配 当 額）	－円 （－円）	－円 （－円）
配 当 性 向 （連 結）	－%	－%
親 会 社 所 有 者 帰 属 持 分 当 期 利 益 率 （連 結）	－%	20.28%
親 会 社 所 有 者 帰 属 持 分 配 当 率 （連 結）	－%	－%

- (注) 1. 当社は 2016 年 6 月期より国際会計基準（以下、「IFRS」という。）による連結財務諸表を作成しております。また、2015 年 6 月期についても 2014 年 7 月 1 日を移行日とした IFRS に基づく連結経営指標等をあわせて記載しております。
2. 基本的 1 株当たり当期利益又は基本的 1 株当たり当期損失（連結）は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
3. 1 株当たり配当額（1 株当たり中間配当額）、配当性向（連結）及び親会社所有者帰属持分配当率（連結）については、配当を実施していないため記載しておりません。
4. 親会社所有者帰属持分当期利益率は、親会社の所有者に帰属する当期利益を親会社所有者帰属持分（期首・期末の平均）で除した数値であります。2015 年 6 月期の親会社所有者帰属持分当期利益率については、当該期の親会社の所有者に帰属する当期利益がマイナスであるため、記載を省略しております。
5. 当社は、2016 年 9 月 30 日付で普通株式 1 株につき 100 株の割合で株式分割を実施しております。

基本的1株当たり当期利益又は基本的1株当たり当期損失につきましては、2015年6月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、当該株式分割後の発行済株式数により算定しております。

## 5. ロックアップについて

上記1.の公募による募集株式発行、上記2.の当社普通株式の売出し及び上記3.のオーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社の株主かつ売出人であるBain Capital Sting Hong Kong Limited、VOC Investment Partners B.V.、Poldie Ventures B.V.B.A.及びMaikel Willems、当社の株主である杉本哲哉並びに当社の新株予約権者であるScott Ernst、Willem Matthijs Elias、小川久仁子（戸籍名：高橋久仁子）、城戸輝昭、Mark Sidell、岡慎一郎及び佐々木徹は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2017年9月17日（当日を含む。）までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売付等（ただし、上記2.の当社普通株式の売出し、上記3.のオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシューオプションが行使されたことに基づいて当社普通株式を売却すること並びにVOC Investment Partners B.V.については当社第1回新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却すること等を除く。）を行わない旨を約束する書面を2017年3月13日付で差し入れる予定であります。

また、当社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換され得る有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、国内募集及び株式分割等を除く。）を行わない旨を約束する書面を2017年3月13日付で差し入れる予定であります。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターはロックアップ期間中であつてもその裁量で当該誓約の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

## 6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

（注）「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意： この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。2017年2月8日の当社取締役会において決議された当社普通株式の募集及び売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。

本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。